



令和5年2月1日より、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行う「伴走型相談支援」と、経済的負担の軽減を図ることを目的とした「**出産・子育て応援給付金**」の支給を実施します。

## 1. 給付金の対象者

### (1) 出産応援給付金（妊娠時の給付5万円）

・令和4年4月以降に妊娠届を提出した（する）**妊婦の方**

（妊娠届の提出が令和4年4月以降でない場合であっても、令和4年4月～令和5年1月に出産された産婦の方は対象者に含まれます。）

### (2) 子育て応援給付金（**出産後**の給付5万円※）※お子様1人につき5万円

・令和4年4月以降に出生した（する）**乳児を養育する方**（原則は乳児と同居する母または父）

（注）どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

## 2. 申請時期・申請書交付方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。

申請書は、妊娠届の提出日や出生日（出産予定日）に応じて、次の表のとおり対象者へ交付します。

妊娠届提出日	出生日 (出産予定日)	出産応援ギフト (5万円)	子育て応援ギフト (5万円)
令和4年4月 ～ 令和5年1月	令和4年4月 ～ 令和5年1月	令和5年2月中に <b>申請書・アンケートを郵送</b> します (原則は一括で10万円を給付します)	
	令和5年2月生まれ	出産からおおむね1～2か月後、 <b>ご自宅を訪問して面談後に申請書・アンケートをお渡し</b> します（原則は一括で10万円を給付します）	
令和4年4月 ～ 令和5年1月	令和5年3月以降※	令和5年2月中に <b>申請書・アンケートを郵送</b> します	出産からおおむね1～2か月後、 <b>ご自宅を訪問して面談後に申請書・アンケートをお渡し</b> します
	令和5年2月以降	妊娠届を提出いただく時に、 <b>子育て世代包括支援センターでの面談後に申請書・アンケートをお渡し</b> します	出産からおおむね1～2か月後、 <b>ご自宅を訪問して面談後に申請書・アンケートをお渡し</b> します

※出産応援給付金（5万円）は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付を受け取れます。

## 3. 申請に必要なもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証）の写し
- 申請者（妊婦・養育者）名義の振り込み口座番号が確認できる書類（通帳またはキャッシュカード）の写し

## 4. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された**銀行口座へ給付金を振り込み**ます。

### <お問い合わせ先>

#### 上板町役場

〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚42番地

○保健相談センター TEL 088-694-3344

FAX 088-694-5903

○子育て世代包括支援センター「藍っこ」

TEL 088-694-5599

○「出産・子育て応援給付金」について

○妊娠・出産・育児に関する  
不安や困り事など

左記までお問い合わせください。



# よくあるご質問

## 1. 妊娠届出後や出産後の転居について

### ■ 出産後に転入出した（する）場合、出産・子育て応援ギフトはどうなりますか？

令和4年4月～令和5年1月に出産された場合は、出産時の住所地ではなく、令和5年2月1日以降の申請日時点の住所地の市町村で妊娠時と出産後の両方の給付を受け取れます。

令和5年2月以降に産産し、転出元の市町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で産産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市町村のどちらか※で産産後の給付を受け取ることができます。（上板町ではおおむね産産1か月～2か月頃に面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

### ■ 妊娠届出後に転入出した（する）場合、産産応援ギフトはどうなりますか？

令和4年4月～令和5年1月に妊娠届を提出した場合は、妊娠届提出時の住所地ではなく、令和5年2月1日以降の申請日時点の住所地の市町村で妊娠時の給付を受け取れます。

令和5年2月以降に妊娠届を提出し、その後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市町村のどちらか※で妊娠時の給付を受け取ることができます。（上板町では妊娠届の提出時にあわせて面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。）

※ 妊娠届の提出後、産産後のどちらの給付についても、**同一の理由による給付について、複数の市町村から二重に受けることはできません。**また、上板町では現金の給付を行いますが、クーポン等による給付を実施している市町村もあります。

## 2. 申請書について

### ■ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることができますか？

令和4年4月～令和5年1月に産産、また、妊娠届を提出した場合は、申請書を郵送しますが、令和5年2月以降に産産、また、妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡します。**（里帰り産産等により、保健師等による面談を受けることが難しい場合は、上板町子育て世代包括支援センターまでご相談ください。）**

## 3. 給付金の受け取りについて

### ■ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。（その場合は、委任欄の記入が必要です。）

### ■ 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、およそ1か月後に給付金が振り込まれます。口座振込が完了すれば、別途に振込が完了したことのお知らせを郵送します。